

が、フランスでは7倍、英国では2.7倍であり、ノルウェーでは2.4倍にすぎない。」

ヴェイユ夫人自身も、医療供給側の圧力によるコスト上昇を告発しているが、それだからといって、フランスもナショナル・ヘルス・サービス・システムを採用すべきだという結論にまでは至っていないようである。

Le Monde 28 Mars 1979

(平山 卓 国立国会図書館)



## 社会保障こぼれ話

### 疾病・出産給付の改正 (ノルウェー)

従来、疾病時の労働不能に対する疾病(現金)給付は待期3日後から支給され、支給額は日額4クローネの定額に、年収1,000クローネ当り1クローネずつを加算して、最高を日額93クローネとしていた。また、配偶者と18歳未満の子供に対して、1人当り日額4クローネが加算されていた。出産時の現金給付は疾病給付と同一で、支給期間は分娩前後の各6週間(合計12週間)であった。

疾病と出産に対するこれらの給付は、1978年7月から改正されて、疾病時の現金給付は労働不能の初日から支払われることになり、支給額は収入の100%になった。もっとも、この給付は所得税と国民保険拠出の対象にされる。なお、この改正後、使用者は被保険者の疾病時に、当初10日間疾病給付を支払うことになり、10日以後、国民保険の疾病給付が支払われることになった。

この改正により、被用者は10歳未満の子供が病気のために、子供の世話で就労できない場合に、1年当り最高10日まで仕事を休んだ日に対して、疾病給付を受給できることになった。しかも、この場合、片親であれば、給付を受給しながら仕事を休める日数は、1年間に20日までに延長される。

自営業者も加入を強制されるが、かれらの疾病給付は労働不能の15日目から支給され、支給額は保険でカバーされた収入の65%(日額)である。もっとも、任意方式により、65-100%の部分に当たる給付も受給できる。

出産時の給付では、1977年7月から、支給期間は108日延長され、そのうち、少なくとも36日は出産後が含まれるように改正されている。この給付は分娩直前の10カ月間に6カ月以上雇用されていた女子被保険者を対象

(11ページへつづく)

供を家族から引き離すことを命じた場合に限られることを強調し、但しこれは青少年扶助法によって行わず、これには干渉規定は一切定めなくて、扶助は必ずすべて任意に行われるとしている。すなわち両親の意志に反して国が干渉することは将来できるだけなくするようにする、というのである。

野党CDU/CSVの側はこれに対し、国の干渉の恐れが多分にあることを指摘する。政府案だとどうしても両親の意志に反する傾向が出てくる上、どこか相談所に行って援助を求めると、相談がすぐ治療とされて施設に収容されることになりがちだというのである。与党側は、いずれにせよ野党も参議院も新しい青少年扶助法は必要としており、参議院では政府案はあまりに細かいことを規定して国の役割を強化していると批判はしているが、いずれにせよ新法の必要性は認めている以上、合意はみられるものと楽観している。

Süddeutsche Zeitung, 17/18. März

(安積鋭二 国立国会図書館)

(8ページより)

にしている。しかし、出産給付の支給期間中に当人が就労を再開し、夫が仕事を休んで、乳児の世話をする場合に、父親が当人自身の収入にもとづく現金給付を受給することになる。もっとも、父親がこのようにしてこの給付を受給できる期間は、最高72日までである。

病気の子供を世話する親に現金給付を支給する制度や、出産時に夫に現金給付を支給する制度は、1974からスウェーデンで実施された「両親の給付」に似ている。また、1978年から実施されたフィンランドの制度もこれらの制度に似ている。国際社会保障の分野では、このような動きについて、それらの背景やその後の動向などを含めた色いろな事柄が取上げられる。

ところで、ノルウェーでは、国民保険による、出産給付の受給資格を取得していない女子被保険者に対して、年金制度で用いる基本額(1978年7月で年額14,700クローネ)の20%に相当する給付が支給される。もし母親が出産時に寡婦であれば、その支給率は37%になる。また、未婚の母親は寡婦と同一の取扱いをうけ、かれらの出産時には、もし国民保険による現金給付の受給資格がなければ、かれらは上に示した寡婦と同一の給付を受給できる。

資料 Social Security Developments in 1977 (Norway),  
International Social Security Review, No 3, 1978,  
pp. 339—341.

(社会保障研究所 平石長久)